

川内村における避難指示区域の解除等について（案）

平成26年9月12日  
原子力災害対策本部

1. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴い、川内村において設定された避難指示区域について、「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」（平成23年12月26日 原子力災害対策本部決定）に基づき、以下のとおり解除及び見直しを行うことを決定する。

(1) 避難指示解除準備区域を解除する。

(2) 居住制限区域を避難指示解除準備区域に見直す。

※ 上記の解除及び見直し後の避難指示区域の概念図については、参考1参照。

※ 原子力災害対策本部決定（平成23年12月26日）については、参考2参照。

2. 上記1.の解除及び見直しは、平成26年10月1日午前0時に行う。
3. 本決定を踏まえ、川内村長に対し、別添のとおり指示を行う。

以上

## 指 示 (案)

平成26年9月12日

川内村長 殿  
写) 福島県知事 殿

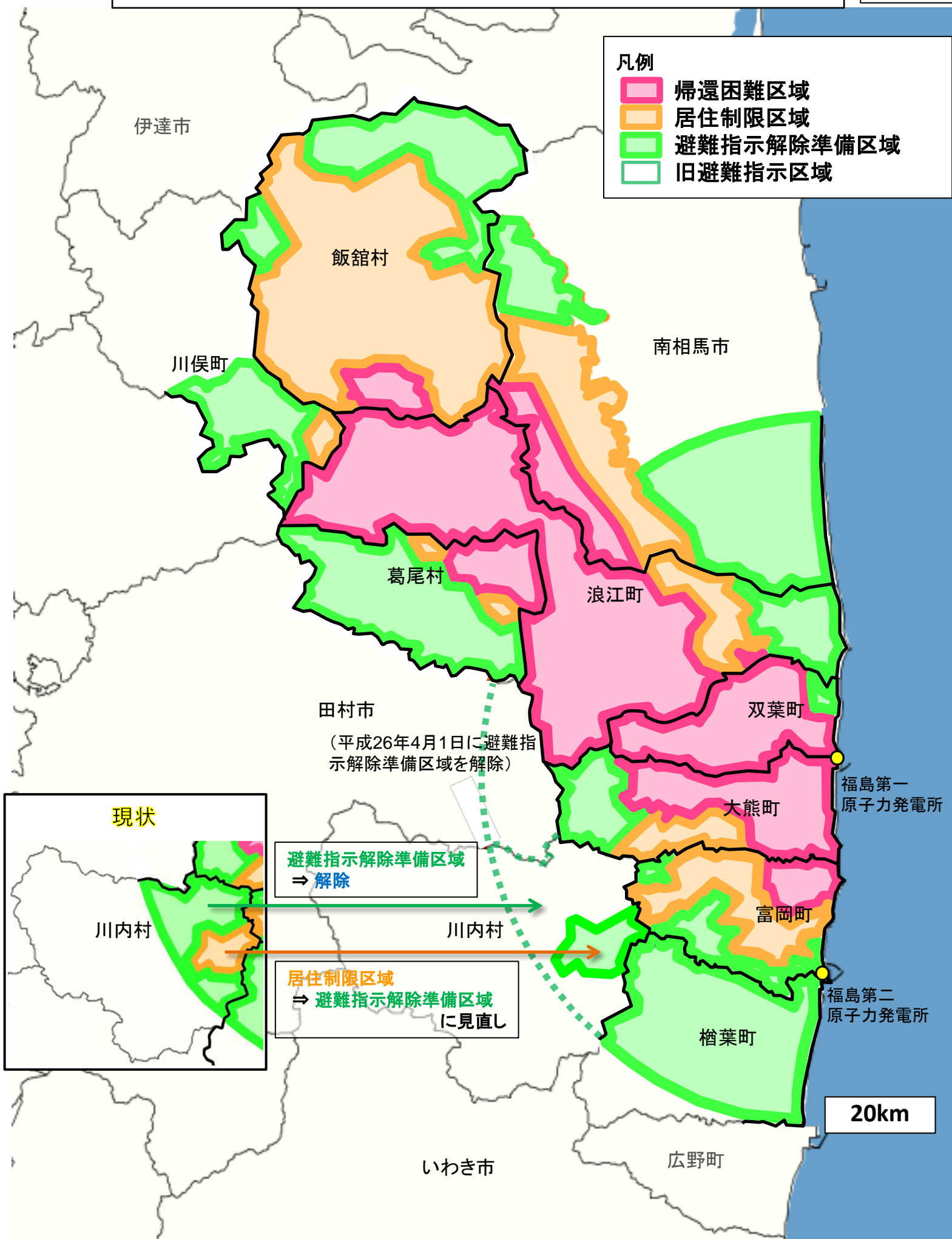
平成23年(2011年)福島第一原子力発電所  
事故に係る原子力災害対策本部長

東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第20条第2項に基づき、下記のとおり指示する。

### 記

東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故に伴い、川内村において設定された避難指示区域について、平成23年12月26日に原子力災害対策本部において決定した「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」に基づき、平成26年10月1日午前0時をもって以下のとおり解除及び見直しを行うことを決定し、居住者等に対してその旨周知すること。

1. 避難指示解除準備区域を解除する。
2. 居住制限区域を避難指示解除準備区域に見直す。



## ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直し に関する基本的考え方及び今後の検討課題について

平成23年12月26日  
原子力災害対策本部

(抄)

### (2) 新たな避難指示区域に関する基本的考え方と今後の課題に対する対応方針

#### ① 避難指示解除準備区域

(基本的考え方)

- (i) 現在の避難指示区域のうち、年間積算線量20ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認された地域を「避難指示解除準備区域」に設定する。

同区域は、当面の間は、引き続き避難指示が継続されることとなるが、除染、インフラ復旧、雇用対策など復旧・復興のための支援策を迅速に実施し、住民の一日でも早い帰還を目指す区域である。

- (ii) 電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信など日常生活に必須なインフラや医療・介護・郵便などの生活関連サービスがおおむね復旧し、子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗した段階で、県、市町村、住民との十分な協議を踏まえ、避難指示を解除する。

解除に当たっては、地域の実情を十分に考慮する必要があることから、一律の取扱いとはせず、関係するそれぞれの市町村が最も適切と考える時期に、また、同一市町村であっても段階的に解除することも可能とする。

## ② 居住制限区域

(区域の定義及び性格)

- (i) 現在の避難指示区域のうち、現時点からの年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがあり、住民の被ばく線量を低減する観点から引き続き避難を継続することを求める地域を「居住制限区域」に設定する。  
同区域においては、将来的に住民が帰還し、コミュニティを再建することを目指し、除染やインフラ復旧などを計画的に実施する。
  
- (ii) 同区域は、除染や放射性物質の自然減衰などによって、住民が受ける年間積算線量が20ミリシーベルト以下であることが確実であることが確認された場合には、「避難指示解除準備区域」に移行することとする。